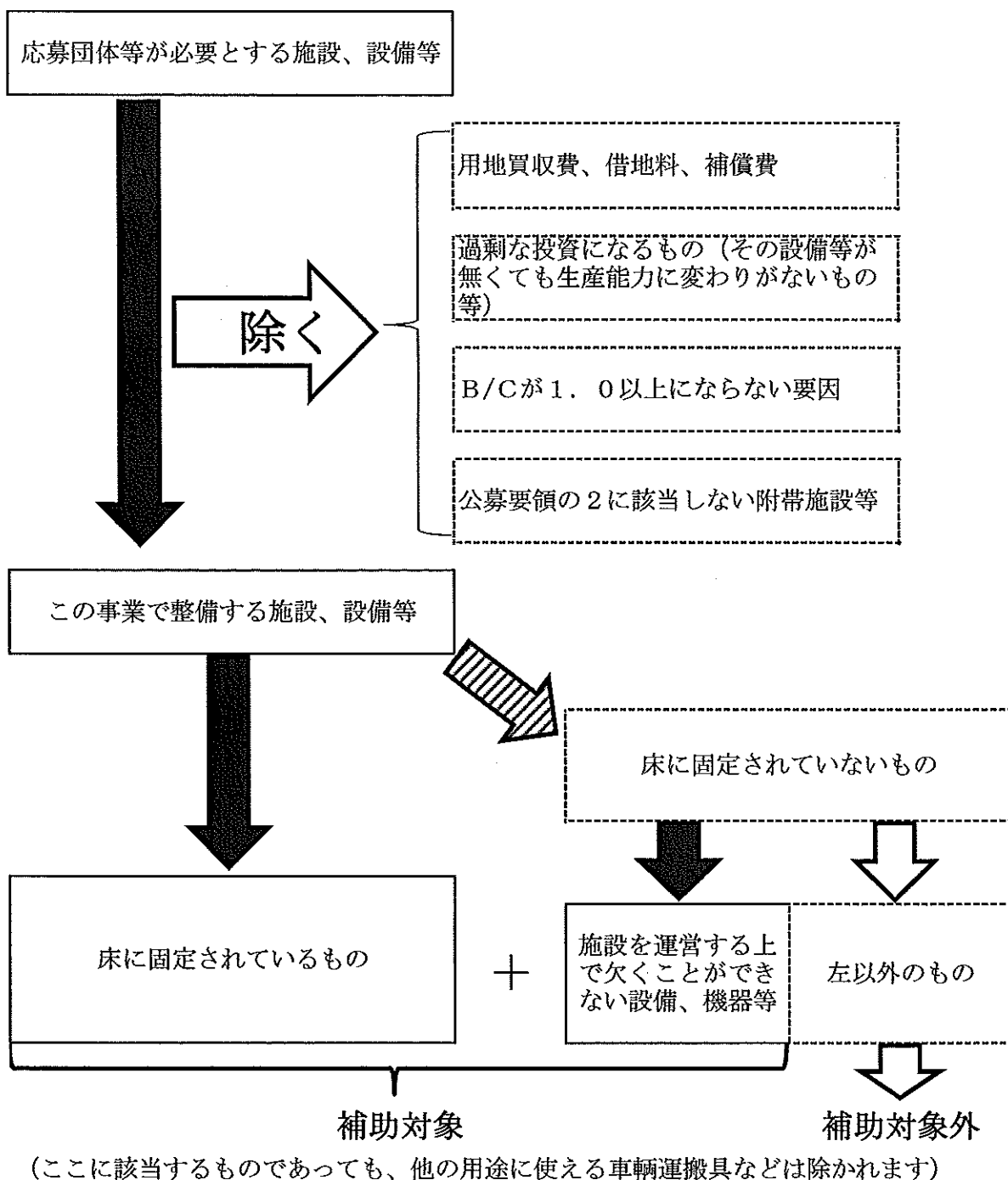


亘理町水産業共同利用施設復興整備事業の補助対象範囲の考え方について



【補助対象の考え方】

(1) その設備等が無くても生産能力に変わりがないものは補助対象外

太陽光発電システム、工場併設の店舗部分、見学者用施設設備、職員寮、従業員送迎車両などは生産能力に直接関係ないものになり、それがあることによって増える事業費分（躯体の強度アップ分など）を含めて補助対象外となります。

(2) 大きさやグレードが不必要な過大な部分は補助対象外

図で「床に固定されているもの」は、施設目的に照らし必要性があれば基本的に補助対象内ですが、作業場や事務室等のスペース、部屋数、内装のグレードなどが同種の施設と比べて過大ではないことの説明ができるものでなければなりません。

例えば、会議室を複数設ける場合などは、合理的な積算根拠の説明が必要です。

(3) 補助対象は、施設の目的に則したものであり、その目的だけに使用するものであること。

平ボディトラック、軽トラック、乗用車など汎用性のあるもの、即ち、施設の目的以外にも使用することが客観的に想定できるものは、補助対象外です。

保冷車やフォークリフトなどの特殊車両は、基本的に補助対象内ですが、例えば補助施設（新工場）と既存工場があり、両方にまたがって利用するものであるならば補助対象外です。将来にわたって補助施設専用の特殊車両である場合に限り、補助対象になります。

事務室の備品の考え方についても、施設目的に「直結」するものであるか否かの判断となり、一例を挙げれば次のとおりです。

・冷蔵庫の入出庫管理に必要な事務机	○
・社員の給与・福利厚生担当者の事務机	×
・作業用白衣のためのロッカー	○
・事務職員のスーツや私物を入れるロッカー	×
・施設の目的だけに使用する事務用OA機器	○
・少しでも他の用途に使用する場合があるもの	×
・テレビなど福利厚生用途に資するもの	×

(施設目的に直結しない限り)

(4) 補助事業で取得した財産は、常に良好な状態で管理しなければならないこと。

補助対象となって取得した財産は、町の補助金交付要綱に基づいて「財産管理台帳」を作成して頂き、常に適切に管理することが義務付けられます。財産処分は、それぞれの法定耐用年数が経過するまでの間は制限されます。したがって、例えばフォークリフトパレットやスカイトラックなどの場合、施設から外に出ないものは管理可能とみて補助対象内となり、1回でも施設外に出すことが予定されて管理できない状態になるものは補助対象外となります。

なお、管理対象で移動性のある物品等は、補助事業名と通し番号のステッカーの貼付けが必要になります。